

子育て支援通信～Bridge～

No.2 平成24年3月発行

☆☆ 産休・育休とは?? ☆☆

☆産休とは？

- * 産前休業(6週間)と産後休業(8週間)を略して「産休」といいます。
- * 女性のみ取得することができます。

産休は、働く女性が安心して出産を迎えられるための準備期間と、産後体力を回復するための期間で、労働基準法第65条に基づく休業です。

法律では、**6週間(42日)**(双子以上の場合は14週間)以内に出産予定の女性が請求した場合、就業させてはならない、と定めています。これを**産前休業**といいます。

また、産後**8週間(56日)**を経過しない女性を就業させてはならない、と定めています。これを**産後休業**といいます。産後6週間を経過した女性が請求した場合で、医師が認めた業務をすることは可能です。産後休業は女性従業員から請求がなくても与えなければなりません。

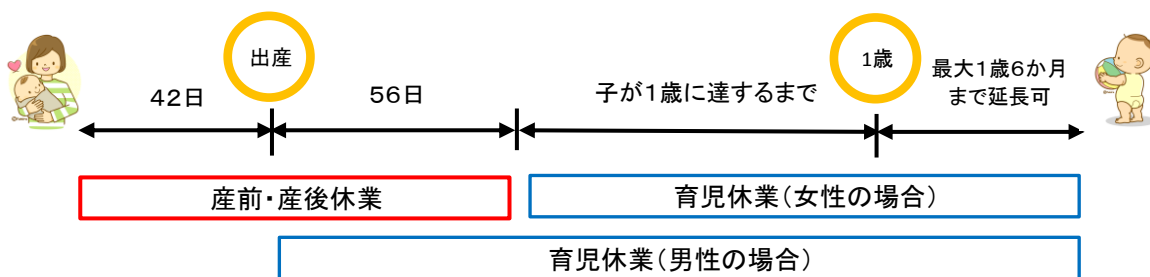
☆育休とは？

- * 原則子供が1歳に達するまでの間、取ることができます。
(一定の要件を満たした場合、最大1歳6か月まで延長できます。)
- * 男女ともに取得することができます。

育児休業を略して「育休」といい、育児・介護休業法で定めています。

女性の場合、育休は産後休業が終わってから、つまり**出産後57日目**から、原則として**子供が1歳に達するまでの間**取ることができます。

産休は女性しか取ることができませんが、育休は男性も取ることができます。男性の場合は、配偶者の出産予定日から申請することが可能です。



子育て支援研究室 Bridge (ブリッジ) 子育て支援エキスパートの児玉です。
日本の育児休業は子供が1歳になるまで取ることができ、雇用保険から50%の給付があります。しかし、海外では少し事情が異なるようです。例えばアメリカでは、育児休業は年間で12週間(約3か月)までで、手当もありません。(アメリカは子育ては家庭でという考えが強く、子育て支援は企業の努力にゆだねられている部分が多いそうです。)
また、福祉先進国スウェーデンでは育児休業が両親合計で480日(約1年4か月)あり、うち390日(約1年1か月)は賃金の80%の手当があります。
国によって、子育てに対する制度や考え方はそれぞれですが、働きながら子供を育てられる環境を作ることが、企業や社会全体の発展につながると思います。(参考文献「世界に学ぼう!子育て支援」汐見稔幸)

当所のホームページから、**産休・育休・復職までの流れ**がダウンロードできます。
「上東事務所」または、<http://uehigashi.jimdo.com/> で検索下さい。

(有)上東労務管理事務所 子育て支援研究室 Bridge

鹿児島市永吉一丁目6番12号 TEL 099-250-6985 FAX 099-250-6680